

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 西 盛満

署名委員 山下優子

## 奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年11月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

住用分室長 茂木 幸生

笠利分室長 有川 衛

6. 報告事項

- ・先進地視察研修について
- ・12月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第82号 非農地の認定について

議案第83号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の

決定について

- 議案第84号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第85号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

- ・懇親会について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成28年第11回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に2番西 盛満委員と3番山下 優子委員の2名  
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第80号から議案第85号までの6  
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお  
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第80号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた  
しますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代

理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議 長

(松崎会長代理)

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.43につきましては、先月保留になった案件でございますが、贈与による所有権移転でございます。3ページにありますように受人はバナナ20.4アール栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.45につきましては、売買による所有権の移転でございます。12ページにありますように受人はパパイア等181.8アール栽培しており、取得地には観葉植物等を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。

No.46につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規で30ページには営農計画書も添付されており、主翼地にはサトウキビを植栽する予定で問題はなかろうかと思われま。

No.47につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人はNo.46と同一人物で39ページには営農計画書も添付されており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で問題はなかろうかと思われま。

No.48につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規で48ページには営農計画書も添付されており、取得地には野菜・果樹等を植栽する予定で問題はなかろうかと思われま。

No.49につきましては、売買による所有権の移転でございます。52ページにありますように受人は51.9アール栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.50につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規で66ページには営農計画書も添付されており、取得地には野菜等を植栽する予定で問題はなかろうかと思われま。

以上7件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上です。

議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
6 番	<p>(前田委員)</p> <p>議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請の No. 43 につきまして、譲受人、譲渡人、土地について調査をしましたので報告いたします。</p> <p>この件につきましては、先程も説明がありましたが 10 月の総会において保留された分でございます。</p> <p>まず譲渡人には 11 月 20 日午後 2 時 30 分に譲渡人宅で申請書に対する内容について相違ないという事の確認を頂きました。</p> <p>譲受人と土地につきましては、11 月 21 日午前 11 時 10 分から 11 時 30 分にかけて譲受人宅において譲受人と奥さんと息子さん 3 名に申請に対する内容について相違ないという事の確認いたしました。</p> <p>土地につきましては、自宅前の土地で喜瀬イトン字の 409 平方メートルですけれども、現在この農地は野菜類が作付けされております。</p> <p>譲渡人は弟、譲受人は兄の兄弟です。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 45 の譲受人が龍郷町瀬留に在住されておりますので事務局から調査報告いたします。</p> <p>11 月 21 日午前 11 時 25 分頃電話にて申請書等により現在の耕作状況、申請地の地番、地積、対価等及び取得後の営農予定等の確認をいたしました。譲受人の現在の耕作状況は、龍郷町で 18, 179 平方メートルの農地においてパパイア、バナナ、タンカン及びグアバ等を栽培されているそうです。申請人の職業は申請書には会社役員となっておりますが、奄美市笠利町においてレンタカーを営業されており役員の傍ら夫と共に農業に従事されているとの事です。申請地の取得後の営農については、現在字大山田原にはビロー樹、ガジュマル等が字山城原にはソテツが植栽されており、引き続き維持管理を行うとの事でした。売買価格につきましては、2 筆で 130 万円での購入という事でした。農機具等の状況等については、申請書のとおり間違いありませんのでよろしく願いしますとの事でした。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりであります</p>

ので報告いたします。以上です。

1 番 (前山委員)

農地法第3条許可申請のNo.45の譲渡人について報告いたします。

11月20日午後5時に長浜町の自宅を訪問しまして本人と直接面談をしまして確認いたしました。その結果、この申請書に書かれてあるとおり土地の所在、面積、対価等間違いございませんのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。

11番 (肥後委員)

議案第80号農地法第3条の規定による許可申請No.45の土地について調査いたしましたので報告します。

11月19日13時20分より申請の2カ所を調査しました。宇宿字大山田原についてはガジュマル、ヤシ等熱帯植物が多量植えられ手入れもされているようでした。宇宿字山城原は畑全体にソテツが植栽されておりました。この2筆を所有権移転する事は申請書のとおりであれば何ら問題はないと思いますが、食糧生産の場である畑に熱帯植物植栽はどの様に考えれば良いのか、事務局の考えを聞かせて頂ければと思います。以上です。

10番 (中棚委員)

議案第80号No.46とNo.47の譲受人が一緒に譲渡人が夫婦ですので一括して報告をいたします。

譲受人には11月18日午後6時に本人に会い申請書類等を確認し、申請書のとおりでありますという事でした。

No.46の譲渡人は現在施設に入所のため確認出来ませんでした。No.47の夫の方に確認をいたしました。譲渡人には11月18日午後7時に譲受人と同席の下書類を確認し、奥さんの分も間違いありませんという事で確認いたしました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

11番 (肥後委員)

議案第80号農地法第3条の規定による許可申請No.46の土地について調査報告をいたします。

11月19日午後2時より現地を調査しましたが、2筆共にサトウキビが植えられ手入れも良くされております。親子による贈与の権利移動ですので

何ら問題はないと考えます。以上です。

10番

(中棚委員)

No.47の農地については赤木名から笠利線に向かって右側の土地改良地区の中にあります。現在果樹や野菜等が植えられております。何ら問題はないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

No.48の譲受人の報告をいたします。

譲受人と19日に連絡を取り20日午後1時45分に譲渡人の父宅にて前田委員と同席の下書類の確認をしました。本人は現在会社に勤めていますが贈与後は農業もするという事で営農計画も出されており、よろしくお願いたしますとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

6番

(前田委員)

No.48とNo.50は関連がありますので一緒に説明いたします。

議案第80号農地法第3条の規定による許可申請のNo.48について、譲渡人、土地の調査をしましたので調査報告をいたします。

譲渡人の確認は今報告がありました様に11月20日午後1時45分から譲受人調査委員の中棚委員とNo.50の譲受人も加わり譲渡人の自宅において申請書の確認を譲渡人の奥さん同席で行い、No.48、No.50の申請書のとおり間違いのないとの確認を頂きました。これは親から子と嫁への生前贈与でございます。その前に色々話し合いがなって申請に至ったという事でございます。

その日は雨天でしたので土地については11月23日午前11時より譲渡人夫婦とNo.48の譲受人に案内してもらいNo.48の42ページ記載農地とNo.50の60ページ記載農地の調査をして確認しました。更にNo.50の7、8については再確認のため11月24日午前11時に岩元推進委員からも確認を頂きました。なお、No.48、No.50とも「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしくお願いたします。以上です。

10番

(中棚委員)

No.49の売買による所有権移転について報告いたします。

譲受人に11月20日午前11時に本人宅で面会し申請書類の確認を行いました。申請書のとおりですのでよろしくお願いたしますとの事でした。譲受



<p>事務局</p>	<p>人は現 J A 職員であり農業に関する事はある程度精通していると思いますので問題ないと思います。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。</p> <p>(有川笠利分室長)</p> <p>No. 4 9 の譲渡人につきましては、鹿児島市に在住しておりますので事務局から調査報告いたします。</p> <p>1 1 月 2 2 日午前 9 時頃電話にて確認いたしました。申請書により譲渡土地の確認、譲受人の確認、権利の種類の確認等を行いました結果、申請書のとおり売買によるもので対価及び所有権の移転は申請書のとおり間違いありませんとの事でしたので報告いたします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>先程 No. 4 5 で観葉植物で良いのかどうかありましたが、その説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>一応観葉植物としてそのまま大きくするのは山林等の転用が必要になりますが、こちらの場合につきましては育ててそれを売るという事ですので、種とか種の育苗とか、それについては農地のままで良いという見解があります。そのまま杉とかその木を利用してするという事であれば転用が必要という事です。</p>
<p>1 番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>以前に笠利町の用の植物園の場合は 4 条申請になったと思うのですね。植物園でするのであれば 4、5 条が必要という事ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>植物園とか杉の植林とかいうものについては転用が必要で、転用の時期についてもまだ小さくて間伐して耕作が出来る状態であればそのまま良いですよと、もう杉としてずっと伸ばす状態になれば転用が必要ではないかという形です。</p>

1 番	(前山委員) はい、分かりました。
1 1 番	(肥後委員) 疑問を整理するために伺うのですが、仕立てて売る場合には生産するという意味で良いと、成木とか永久的にするのであれば転用しなさいという事で良いのですか。
事務局	(有川笠利分室長) はい、そうです。
1 1 番	(肥後委員) はい、分かりました。
1 4 番	(中村委員) No. 4 6 で譲渡人が施設に入所という事でしたが、これは本人の意思確認は出来たのですか。
1 0 番	(中棚委員) 本人が頭がまだしっかりしておりますが、言葉がしゃべれないのです。子供が隣にいて色々な話しのやりとりは確認出来ますので、私も隣の家ですのですぐ分かりますので。
1 5 番	(吉委員) 確認はしたという事ですね。
1 0 番	(中棚委員) はい、その日ではありませんでしたが隣のおばさんですので。
1 5 番	(吉委員) No. 4 8 のこの土地は打田原の道路を造っている所ですが、ここには掛かっていないのですか。
6 番	(前田委員) 道路については掛かっておりません。

16番	<p>(平井委員)</p> <p>今回No.45とNo.49が売買という事でNo.45の方は4,203平方メートルで130万円であってNo.49の方は317平方メートルで25万円という反当割りすると大分金額が違うのですが、これの理由が若し分かれば教えて頂きたいのですがお願いします。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>No.49につきましては本人にこれにつきまして一応全体で25万円ですよという事の確認をいたしました。鹿児島市でお住まいですので笑われて農地ですもんねという事で、島の農地で安いですよねという事で確認はしています。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>違う案件で単価が大分変わるので、例えば小屋が付属しているので少し高いとか、植物が植えられているから安い高いとかいうのがあるとすれば分かりやすいのですがそういうのが分かりますか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>その辺については農地でもスプリンクラーがある所とか西側と東側でも違いますし田、畑でも違いますし、また、評価額によって田の方が高いかも知れませんが、島の方では休耕地、荒地が多いものですから実際評価額よりは安くなっていると、一応高い所は100万円から120万円、安い所は50万円から60万円と聞いており、一応そういう形でやっておりますが売買の単価については各自それぞれ譲受人と譲渡人で決めてもらうというのが現状です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>よろしいでしょうか、外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第80号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございません。</p>

んか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第80号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(池次長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.28につきましては、売買による所有権の移転でバンガローを建設するための申請であります。申請地は笠利町用安集落の中の漁港近くの土地で、農振農用地区域外の小集団で生産性低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.29につきましては、売買による所有権の移転で駐車場を建設するための申請でございます。申請地は浦上の会長宅の目の前の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.30につきましては、売買による所有権の移転で資材置場を建設するための申請でございます。申請地は和光町の第一公園の斜め向かいの都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.31につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は笠利町須野集落内の須野川のすぐ横の土地で、農振農用地区域外の小集団で生産性低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.32につきましては、売買による所有権の移転で自家用駐車場を建設す

<p>議 長</p>	<p>るための申請であります。申請地は笠利町万屋の受人の自宅横の土地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上5件でございます。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請No.28について、譲受人が東京都に在住されておりますので事務局から調査報告いたします。</p> <p>11月21日午後4時45分頃譲受人へ電話にて申請書及び調査事項に基づき、土地の所在、面積、権利の種類、利用目的、転用計画、対価及び資金計画等を確認いたしました。譲受人は東京都港区にてリース会社を運営されておりますが奄美の海の近くでバンガローを建設して利用したいとの事で申請地を選択されたそうです。バンガロー3棟建築及び1棟につき普通車2台の駐車場を設置、土地造成及び建築については、許可次第着工の予定としているとの事でした。対価及び建設費用については、会社保証により会社から融資を受けるとの事でした。以上です。</p>
<p>1 番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条申請のNo.28の譲渡人について調査報告いたします。</p> <p>11月21日の午前中自宅に伺ったのですが留守でしたので22日の午前8時30分頃電話をしたら本人が居られまして電話で確認をいたしました。その結果、申請書にありますように土地の所在、面積、対価等は間違いございませんのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>議案第81号No.28農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>11月22日午前9時40分頃現地を見に行きました。資料の75ページをご覧ください。申請地は用安集落の外れにあり周りは住宅で、現在は牧草が植えられていました。道路を挟んで斜め向かいに畑がありますが、日照等作物に支障を及ぼす事はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。</p>

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.29について調査報告をいたします。

11月22日午後6時に受人の自宅で本人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。以前から受人、渡人の間で話が進んでおり、固定資産税も受人がここ数年支払っている状況だそうです。受人は昨年度まで公務員として勤めており今回の駐車場着工に踏み切る事が出来なかったのですが、今年度退職したという事で駐車場を造りたいという事を伺いました。着工については、許可が下り次第着工し翌年の1月に工事を完了したいとの事でした。資金計画については、自己資金で間違いありませんとの事でした。

次は渡人についてですが、11月24日8時10分頃に電話を自宅の方にしたのですが、渡人は病気療養で入院中のため奥様とお話しをする事が出来ました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。

土地については、11月23日午後2時頃確認いたしました。場所は浦上公園近くで前山委員の自宅前になります。現状は受人がここ数年草の管理をしているという事で綺麗な更地の状態です。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ない事を報告いたします。以上です。

1番

(前山委員)

農地法第5条の許可申請No.30の受人について報告をいたします。

11月21日午前11時30分頃事務所を訪ねてお目にかかって聞き取り調査をしました。その結果、地番、対価等間違いございませんという事で、これまではリフォーム関係が多かったのですが今年度から新築事業も手掛けるという事でその資材置場として利用するという事でした。以上です。

3番

(山下委員)

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請No.30の渡人について報告をいたします。

11月21日(月)午後1時に渡人の娘さんにお会いしてお話を聞く事が出来ました。母親は現在会話は出来ない状態で鹿児島島の施設に入院されているとの事です。今回の土地の売買の話にはうなずいていたとの事です。娘さんが他の4名の兄弟の了解を得て進めているとの事です。固定資産税の滞納があるため土地の売買を検討していたところ娘さんのご主人の知人である受人に購入してもらえるとという事で、今回受人にお任せして申請されたと

の事でした。土地の所在及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。今回の申請書は本人が提出していませんので委員の皆さんのご審議よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.30について調査報告いたします。

土地については、11月22日午前11時頃確認いたしました。場所は和光町のネリヤクリニックの近くになります。現在の状況といたしましては、所々草が膝丈まで伸びている箇所もあるのですが、綺麗な状態を保っています。事前着工はなく問題はありません。周りへの影響ですが、目的が資材置場という事で、すぐ近くに和光公園があり子供達も多い地域なので危険のないような措置をして欲しいと思います。以上で報告を終わります。

8番

(野崎委員)

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請No.31の譲受人について報告いたします。

11月20日10時譲受人宅において調査いたしました。譲受人は須野地区道路拡張工事のため移転を余儀なくされている方です。自宅の近くに須野川と橋があります。道路拡張事業で橋が1メートル50センチメートル程嵩上げされるため水が自宅に来るのではないかという事で県との話しがなかなか進まなかったという事でした。しかし、この程県との交渉が成立しまして移転を決意したそうです。

土地につきましては、申請地の周りは全部住宅地です。譲渡人は甥で譲渡人の父親と譲受人は兄妹です。親の代から土地の譲渡の話はあったそうです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請No.31について、譲渡人が鹿児島市に在住されておりますので事務局から調査報告いたします。

11月21日午後5時45分頃電話にて申請書及び調査事項に基づき土地の所在、面積、権利内容及び対価等について確認いたしました。譲受人は譲渡人の叔母に当たり、今回県道拡張により叔母が移転を余儀なくされたので同地を譲る事にした、申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願い致しますとの事でした。以上です。

1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>議案第 8 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 3 2 の受人、渡人、土地について調査しましたので報告いたします。</p> <p>この土地については、今年の 3 月定例総会において農用地域からの除外申請があった土地です。1 1 月 2 1 日午前 8 時に受人と土地、午後 7 時に渡人に会って調査いたしました。</p> <p>農用地からの除外の許可はまだ届いていませんが並行して申請しましたとの事でした。この土地は永い間受人が知らずに自分の土地として駐車場として利用していた土地で、話し合いの結果受人が譲り受けて駐車場として今まで通り利用したいとの事でした。この土地は土地改良事業の残地であり面積も小さいので農用地除外後であれば問題はないと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>No. 2 8 は貸しバンガローを造るという事でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>一応本人がリース会社をしている関係上、これは貸したいという事でした。貸すバンガローという事でこれにつきましては本人には確認はしておりませんが事務長に確認を取って事務長の方から連絡を頂きました。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
6 番	<p>(前田委員)</p> <p>No. 3 0 について山下委員の方から出ましたが、相続の問題はないのでしょうか。</p>
3 番	<p>(山下委員)</p> <p>固定資産税の滞納があつて市役所の方から通知があつたようです。</p>
6 番	<p>(前田委員)</p> <p>お母さんが鹿児島に住んでいるとか。</p>



3 番	<p>(山下委員)</p> <p>お母さんは入院中です。</p>
6 番	<p>(前田委員)</p> <p>皆で話し合ったというのはあるのですね。話し合いはしているのですよね。</p>
3 番	<p>(山下委員)</p> <p>お母さんは会話が出来ない状態で、娘さんが5人姉弟なのですが他の4名には電話で連絡をして話しを進めて良いよというような話しでした。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>No.3 2の農用地除外については事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>今年の3月の定例総会において農振地域からの除外について協議しております。公告は終えて今月中に許可予定という事です。農振除外の申請は所有者が申請をするようにとの指導は受けています。農振除外の許可後に農業委員会の許可という事になると思います。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第81号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第81号農地法第5条の規定による許可申請については、審</p>

議 長	<p>議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(前山会長)</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p>
事務局	<p>日程第 5</p> <p>議案第 8 2 号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p>
	<p>No. 2 3 につきましては、昭和 3 0 年頃から休耕放棄しており農地として利用出来ないための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬仲勝町の県営住宅近くの山裾で、現地については担当調査委員から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上 1 件でございます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>議案第 8 2 号非農地の認定No. 2 3 について調査報告いたします。</p> <p>1 1 月 2 1 日午後 5 時頃前山委員と一緒に確認いたしました。その後午後 6 時から申請者と奥様を交えてお話しを聞く事が出来ました。場所毎に状況と聞いた内容の報告をいたします。仲勝字イシマシは仲勝公民館の向かいですが、4 筆とも 6 0 年以上耕作していないという事で原野の状態でありました。字滝根は仲勝公民館の山手側の方になります。地図で網目になった場所で前山委員と一緒にそちらの方を見たのですがその後自宅に行ってお伺いしたところ、そこから 1 キロメートル程行った場所ではないかという形で、申請者本人が病気のため目の方が今見えない状態で確認できませんという事</p>

で、翌日私も行ける所まで行ってみましたが、その手前の方は他の方が畑をしているのですが、そこから奥には行けなくてはっきりした場所が分からない状況です。先を見ても原野状態なので原野なのかなとは思いますが、高益の2筆は地図上では奄美ミートを上って川のカーブの所に網目が掛かっていますがこの写真と比較して前山委員と確認したところ、こちらではなくてこの場所の旧道の山側で丁度地図の切れ端辺りになるのですが、そちらがこの写真とも看板とか側溝等が一致しましたので、自宅で本人に聞いたところそこで間違いはないという事でした。こちらの方も耕作しておりませんので見た感じでは原野の状態であります。以上で報告を終わります。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入りますが、補足しますと、この場所は昨年1筆調査で担当した農業委員さんと私も呼ばれて、申請人本人と会いましてもう耕作されずに完全に原野になっているのであれば非農地証明願を出して下さいと言って指導した所でございます。それで今回この申請が上がって来たという事になります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第83号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>この案件は先々月3条申請で上がって来たのですが、渡人の調査未了という事で保留にした案件ですが、その間に本人が死亡してしましましてそのままになった所です。今回解約という事で上がって来ております。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第83号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第83号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第84号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には山下委員に関する案件が含まれておりますので山下委員の退席を求めます。</p> <p>(山下委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満</p>

たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

山下委員の着席を求めます。

(山下委員着席)

日程第8

議案第85号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第85号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号笠利地域農用地利用集積（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。  
連絡事項等があるようですので、これから協議会へ移します。

- ・先進地視察研修について
- ・12月総会後の懇親会について

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成28年11月25日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

